

学校法人会計の特徴や企業会計との違い

1. 学校法人会計の特徴

学校を経営している学校法人の会計処理は、その法人が利益獲得を目的としているわけではないため、一般企業のように損益計算を目的とする商業簿記による会計処理では、学校法人の経営状況を把握するのが難しくなります。そこで営利を目的としない学校の経営状況を把握する為に会計の情報の作成を目的とする「学校法人会計」ができました。

2. 計算書類の法的根拠

(1) 私立学校法第 47 条

学校法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

(2) 私立学校法第 48 条

学校法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終えるものとする。

(3) 私立学校振興助成法第 14 条

国等からの補助金の交付を受ける学校法人は、※文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他財務計算に関する書類を作成しなければならない。

※文部科学大臣の定める基準：学校法人会計基準

3. 計算書類の目的

(1) 資金収支計算書

(ア) 学校法人は、毎会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするため資金収支計算を行うものとします。

(イ) 学校法人では教育研究設備だけではなく、人的設備が重要であり金額も多額であることから、人件費支出明細表も作成します。

(ウ) 資金収支計算書に記載される資金の収入及び支出を①教育研究診療活動、②施設整備等の活動、③財務活動・収益事業活動等に区分した、活動区分資金収支計算書も作成します。(企業会計のキャッシュ・フロー計算書とは作成方法が異なりますが、資金の動きを示す計算書類という意味では同様と考えられます。)

(2) 事業活動収支計算書

(ア) 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の事業活動における収入及び支出の内容

及び均衡の状態を明らかにするため、法人の事業活動を経常的な活動(①教育研究診療活動、②財務活動、収益事業活動等)と③臨時的な活動に区分し収支計算を行うものとします。なお、当年度の事業活動収支差額は貸借対照表純資産の増減と一致します。

(イ)企業会計の損益計算書と類似した計算書です。

(3) 貸借対照表

(ア)年度末における資産、負債、純資産の内容及び在り高を明示し、学校法人としての財政状況を明らかにするものです。

(イ)なお、学校法人の重要な項目について、それぞれの増減の状況、事由等を明らかにするために作成されるのが附属明細表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表）です。

4. 企業会計との違い

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育・研究活動	利益獲得のための経済活動
会計処理ルール	学校法人会計基準	企業会計原則
作成書類	資金収支計算書 活動区分資金収支計算書	キャッシュ・フロー計算書
	事業活動収支計算書	損益計算書
	貸借対照表	貸借対照表